

# 設計業務条件明示ガイドライン（案）

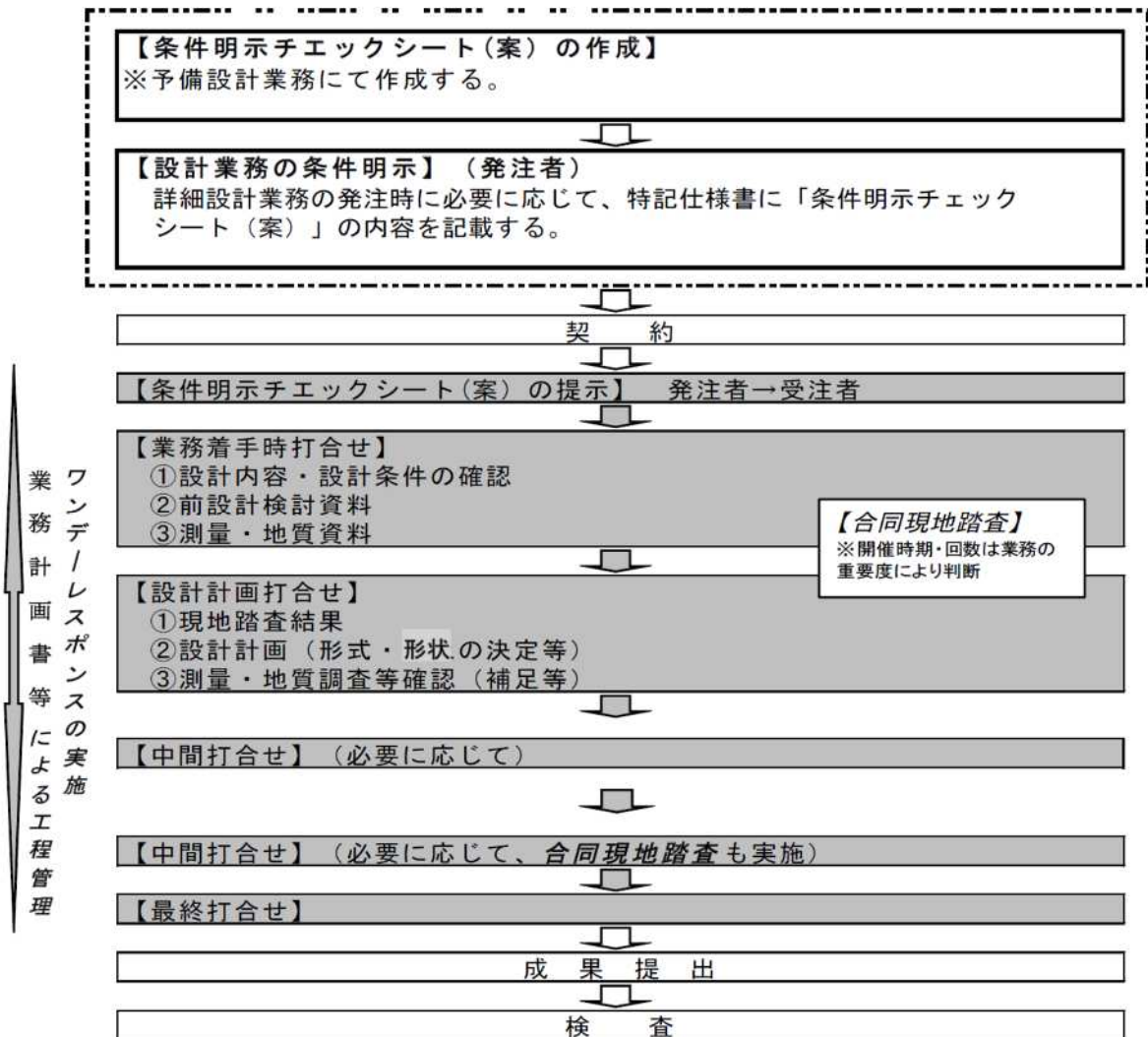
## 1 はじめに

発注時の条件明示は、工事の円滑な実施において重要である。

このため、設計段階において、下図に示すような「設計業務の品質向上を図るシステム」の構築が求められている。

設計業務条件明示ガイドライン（案）（以下、本ガイドライン（案））は、当システムの上流側に位置するもので、詳細設計業務の発注時において必要な設計条件等を受注者へ確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するために作成するものである。

### ○設計業務の品質向上を図るシステム



※打合せ回数や合同現地踏査の予定回数は、特記仕様書等に明確に記載のこと。

## 2 基本的な考え方

- (1) 本ガイドライン（案）は、発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認し、受注者に対して業務の履行に必要な設計条件等を確認するツールとして活用。
- (2) 予備設計の受注者は条件明示チェックシート（案）を作成し、成果品として納品。予備設計受注者に条件明示チェックシート（案）の作成を求める場合は、予備設計業務の設計図書（数量総括表、特記仕様書等）に明示する。
- (3) 条件明示チェックシート（案）について、詳細業務発注時においては、条件明示チェックシート（案）を添付せず、提示すべき設計条件については設計図書（特記仕様書等）に明示すること。条件明示チェックシートについては、業務着手時（契約後）に受注者に提示。

## 3 適用業務

適用業務は以下の通りとする。

- ・ 道路詳細設計
- ・ 橋梁詳細設計
- ・ 山岳トンネル詳細設計
- ・ 共同溝詳細設計
- ・ 樋門・樋管詳細設計
- ・ 排水機場詳細設計
- ・ 築堤護岸詳細設計
- ・ 砂防堰堤詳細設計

## 4 特記仕様書記載例

- (1) 予備設計業務（条件明示チェックシート（案）を作成する場合）

### 第〇条 条件明示チェックシート（案）の作成

本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。

受注者は、業務の成果として、発注者が貸与する「条件明示チェックシート（案）」に必要事項を記入の上、業務完了時に発注者に提出するものとする。

- (2) 詳細設計業務（予備設計時に条件明示チェックシート（案）を作成している場合）

### 第〇条 条件明示チェックシート（案）の活用

本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。

受注者は、発注者が貸与する「条件明示チェックシート（案）」に記載されている設計条件等を確認し、業務計画書等に反映するものとする

**※必要に応じて「条件明示チェックシート（案）」の内容（業務履行に影響を及ぼす条件）を記載する。**

以下に係る設計条件等については、今後、関係者協議により決定する。詳細については調査職員と打合せを行うものとする。

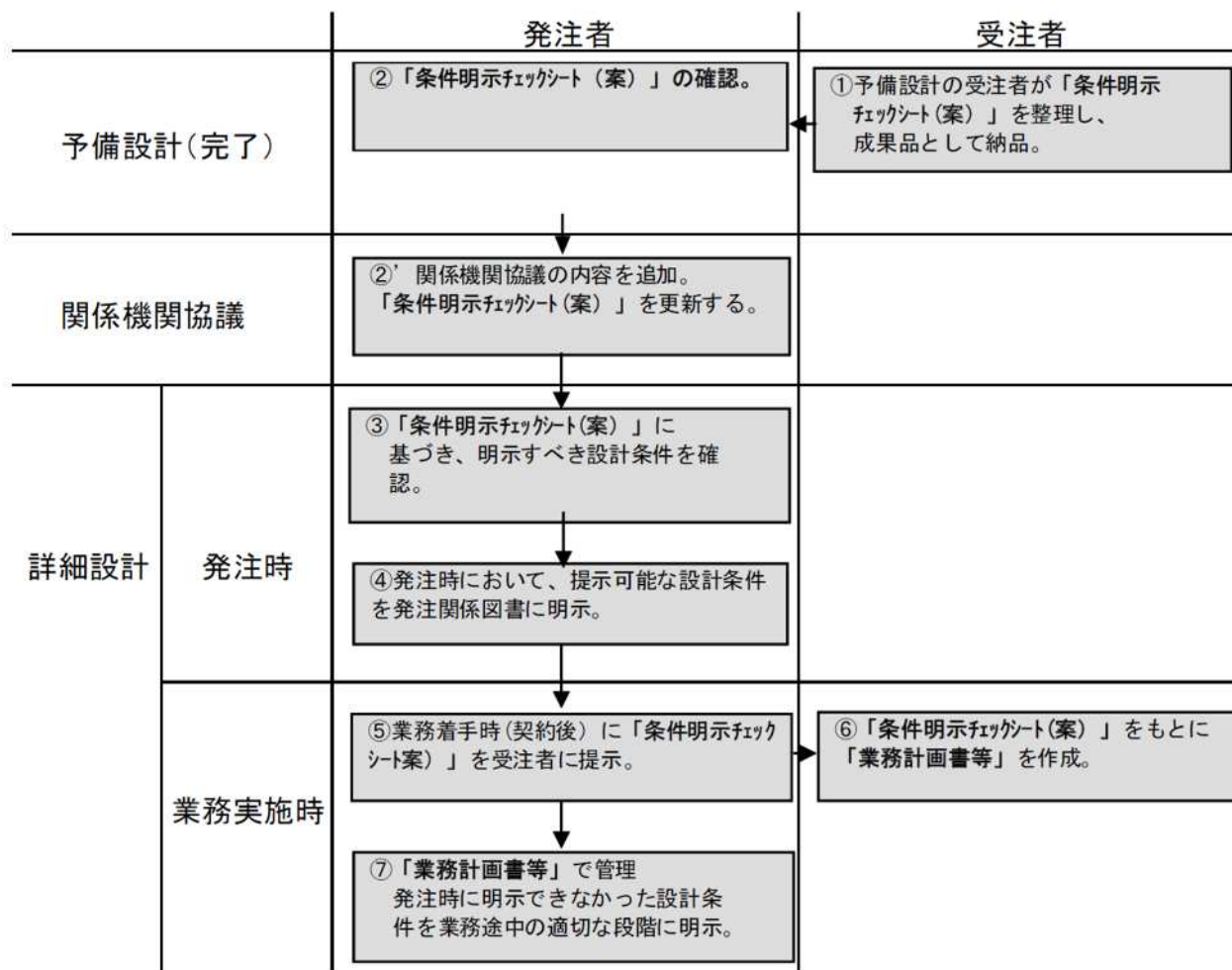
- ・ 交差点形状等（〇〇公安委員会）
- ・ 取水施設等（〇〇土地改良区）
- ・ 水道施設（〇〇市）
- ・ 埋蔵文化財（〇〇教育委員会）

## 5 積算

予備設計時に受注者が条件明示チェックシート（案）を作成する場合には、設計業務等標準積算基準に基づき積算し、費用を計上するものとする。

## 6 使用方法

### (1) 運用の流れ



### (2) 作業手順

発注者が、詳細設計業務の発注時に、明示すべき条件に漏れがないかどうかを条件明示チェックシート（案）により確認する。作業の手順は、以下のとおりとする。

ア（受注者）予備設計の受注者は、設計図書（数量総括表、特記仕様書等）に明示している場合には、「条件明示チェックシート（案）」を記入・整理し、予備設計報告書に添付し、成果品として納品する。

#### 【記入・整理方法】

(ア) 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「対象項目」欄に○、×を付す。なお、対象項目から外す場合は、その理由を「備考」欄に記載する。

(イ) 設計条件が確定されているかどうかを予備設計報告書等により確認し、「確認状況」欄に○、△、×を付し、確認日を記入する。また、「確認資料」欄に資料の名称、頁数等を

記入する。また、「確認状況」欄に△、×を付した項目については、「備考」欄に状況等を記載する。

※ 「備考」欄の記載内容について、受注者は、「〇〇協議が行われていないようで、条件が確定していない」、「地質調査（ボーリング調査）本数が足りず、設計が難しい」等、わかる範囲で記入する。発注者は、受注者の意見を参考に、必ず遅延の状況、今後の対応等を記入（更新）する。（「〇月末までに河川管理者との〇〇協議を終え、条件を提示予定」、「〇月末までにボーリング追加調査を行う予定」、「〇〇資料により、地盤条件を適切に設定し、設計を行うこととする」等。）

（ウ）工事内容等により項目の追加が有る場合は、項目・内容を適宜追加するものとする。

イ（発注者）予備設計の受注者が記入した「条件明示チェックシート（案）」の内容を確認し、記入漏れ箇所や設計の目的、主旨、基本事項、関係機関協議など条件が決定した項目や発注者保有の情報等について追加、更新記入する。

ウ（発注者）重要構造物の詳細設計の発注にあたっては、「条件明示チェックシート（案）」に基づき、明示すべき設計条件の確認を行い、提示可能な設計条件を発注関係図書（特記仕様書等）に明示（追加・修正）する。

エ（発注者）詳細設計業務着手時（契約後）に「条件明示チェックシート（案）」を受注者に提示する。

オ（受注者）発注者から提示された「条件明示チェックシート（案）」を基に業務計画書等を作成し、業務を実施する。

カ（発注者）発注時に明示できなかった業務実施（打ち合わせ等）に伴い決定される設計条件について、業務途中の適切な段階に受注者に明示する。